

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

平成17年10月28日

金 曜 日

号 外(7)

目 次

公安委員会規則

○射水市及び高岡市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

1

規 則

射水市及び高岡市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定め、
公布する。

平成17年10月28日

富山県公安委員会委員長 杉野 太加良

富山県公安委員会規則第15号

射水市及び高岡市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(富山県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 富山県警察の組織に関する規則(昭和58年富山県公安委員会規則第3号)
の一部を次のように改正する。

別表第1 小杉警察署の部から高岡警察署の部までを次のように改める。

小 杉	小杉駅みなみ交番 射水市三ヶ	稲積、大江、黒河、黒河新(字十一ヶ及び字串田を除く。)、黒河又新(字愛宕、字茶屋角地、字不動測、字町口及び字水上に限る。)、小杉白石、沢野、三ヶ、塚越、手崎、中老田、中老田新、西老田新、西高木、東太閤山、東太閤山一丁目から東太閤山四丁目まで、戸破、鷺塚
	太閤山交番 射水市太閤山	青井谷、一条、池多、入会地、上野、下条新、小杉北野、椎土、宿屋、浄土寺、太閤町、太閤山一丁目から太閤山十一丁目まで、土代、中太閤山一丁目から中太閤山十九丁目まで、野手、橋下条、日宮、平野、南太閤山一丁目から南太閤山十九丁目まで、山本、山本新、流通センター青井谷1丁目、流通センター青井谷2丁目、流通センター下条1丁目

警 察 署	下警察官駐在所 射水市加茂中部	加茂西部、加茂中部、加茂東部、倉垣小杉、下村三箇、白石、摺出寺、利波、野寺、八講、八島、山屋
	大島警察官駐在所 射水市小島	赤井、今開発、大島北野、北高木、北野、黒河又新(字赤井に限る。)、小島、小林、新開発、島(字野田に限る。)、鳥取、中野、二口の一部、本開発、南高木、八塚、若杉
	大門交番 射水市中村	あおば台、荒町、市井、犬内、梅木、開口、串田、串田新、串田新出、黒河新(字十一ヶ及び字串田に限る。)、黒河又新(字十一ヶ及び字串田に限る。)、下条、小泉、島(字野田を除く。)、生源寺新、生源寺、上条、下若、竹鼻、棚田、大門、大門新、大門島、大門本江、円池、円池又新、土合、百米木、中村、西広上、布目沢、広上、枇杷首、藤巻、二口の一部、堀内、本田、水戸田、安吉、流通センター水戸田1丁目から流通センター水戸田3丁目まで、若林
新 湊 警 察 署	中央交番 射水市中央町	海王町、越の潟町、桜町、庄川本町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、善光寺、立町、中央町、中新湊、西新湊、二の丸町、八幡町一丁目から八幡町三丁目まで、放生津町、堀岡(富山新港の港口西岸の区域に限る。)、堀岡神明神(富山新港の港口西岸の区域に限る。)、堀岡明神新(富山新港の港口西岸の区域に限る。)、本町一丁目から本町三丁目まで、三日曾根、緑町、港町、四日曾根
	南交番 射水市鏡宮	今井、沖、沖塚原、鏡宮、神楽町、川口(庄川右岸の区域に限る。)、川口宮袋入会地、久々湊、高木、作道、津幡江、寺塚原、殿村、奈呉の江、布目、野村、坂東、朴木、松木、宮袋(庄川右岸の区域に限る。) 高岡市のうち 石丸、金屋、上牧野、下牧野、中曾根、姫野、放生津、堀岡又新
小 杉 警 察 署	東交番 射水市七美中野	足洗新町一丁目、有磯一丁目、有磯二丁目、射水町一丁目、射水町二丁目、海老江、海老江七軒、海老江練合、海老江浜開、海竜町、海竜新町、片口、片口入江、片口久々江、片口高場、片口代地、片口堀岡、片口堀上、片口又新、かもめ台、草岡町一丁目、草岡町二丁目、七美、七美一丁目、七美二丁目、七美穴場、七美下村、七美中野、七美二十六町、七美野寺、七美堀岡、七美八島、七美柳瀬、七美柳瀬新、新片町一丁目から新片町五丁目まで、新堀、高場新町一丁目から高場新町四丁目まで、東明七軒、東明中町、東明西町、東明東町、浜開新町、堀江千石、堀岡(通称西町、中町及

		び東町に限る。)、堀岡新明神(富山新港の港口東岸の区域に限る。)、堀岡古明神、堀岡堀江、堀岡明神新(富山新港の港口東岸の区域に限る。)、本江、本江北、本江三箇、本江利波、本江中、本江中新、本江西、本江後新、本江針山、本江針山新、本江針山開、本江東、本江南
	高岡駅前交番 高岡市下関町	明園町、大手町、御旅屋町、高陵町、古城、下関、下関町、定塚、定塚町、城東一丁目、城東二丁目、新横町、末広町(1番から9番までに限る。)、中央町、角(通称北定塚及び城北町に限る。)、中川、中川一丁目、中川上町、中川栄町、中川園町、中川本町、中川町、東下関、東中川町、古定塚、宮脇町
	志貴野交番 高岡市熊野町	旭町三丁目、明野町、あわら町、渚町、渚分、江尻(通称江尻、春日丘、鶴寄町及び江尻新町に限る。)、江尻白山町、大坪町、大坪町一丁目から大坪町四丁目、大町、開発本町、開発町、掛開発、木町、京町、熊野町、五福町、地子木町、新成町、成美町、宝町、広小路、本町、本丸町、丸の内、向野本町、向野町、向野町一丁目、向野町三丁目から向野町七丁目まで、元町
	御馬出交番 高岡市御馬出町	一番町、永楽町、御馬出町、片原中島町、片原町、片原横町、金屋本町、上四屋、鴨島、鴨島町、川原本町、川原町、木舟町、源平町、小馬出町、坂下町、三番町、白銀町、白金町、末広町(10番から14番までに限る。)、千木屋町、大工町、利屋町、内免、内免一丁目から内免五丁目まで、中島町、二丁目、二番町、旅籠町、博労本町、博労町、檜物屋町、風呂屋町、堀上町、南幸町、南町、守山町
	清水交番 高岡市蓮美町	赤祖父、泉町、駅南一丁目から駅南五丁目まで、大野、大鋸屋町、鐘紡町、上関、上関町、神田新町、神主町、木津、京田、清水町一丁目から清水町三丁目まで、下黒田の一部、下伏間江の一部、新寺町、関、関大町、関本町、関町、大工中町、寺町、問屋町、蓮美町、羽広(通称木津仲町に限る。)、東上関、二塚の一部、芳野
	横田交番 高岡市千石町	扇町一丁目、扇町二丁目、金屋町、北島、昭和町一丁目から昭和町三丁目まで、千石町、長慶寺、長江、西町、波岡、羽広(通称木津仲町を除く。)、羽広一丁目、羽広二丁目、早川、百姓町、本郷一丁目、本郷二丁目、瑞穂町、宮田町、美幸町一丁目、美幸町二丁目、横田、横田新町、横田本町、横田町、横田町一丁目から横田町三丁目まで、四屋、和田(通称和田西町に限

		る。)
高岡	戸出交番 高岡市戸出	オフィスパーク、醍醐、戸出、戸出伊勢領、戸出市野瀬、戸出狼、戸出大清水、戸出岡御所、戸出春日、戸出上麻生、戸出光明寺、戸出石代、戸出栄町、戸出竹、戸出竹北、戸出徳市、戸出西部金屋、戸出延島、戸出古戸出、戸出放寺、戸出放寺新、戸出町一丁目から戸出町七丁目まで、戸出行兼、戸出吉住、戸出吉住新、戸出六十歩
	中田交番 高岡市下麻生	葦附、今泉、今泉新、上麻生、小泉新、御坊山、山下、島新、下麻生、下麻生伸町、下山田、滝、滝新、常国、中田、東保、東保新、増山、若杉
警察署	能町交番 高岡市能町	江尻(通称旭ヶ丘及び高伏町に限る。)、荻布、荻布新町、材木町、角(通称北定塚町及び城北町を除く。)、角三島、富岡町、能町、能町駅南、能町東、能町南一丁目から能町南三丁目まで、宮中新、吉久、吉久一丁目から吉久三丁目まで、吉久新、米島、六渡寺新、鷺北、鷺北新 射水市のうち 宮袋(庄川左岸の区域に限る。)
	野村交番 高岡市野村	井口本江、石瀬、三女子、角(通称東野に限る。)、出来田、野村、深沢、蓮花寺 射水市のうち 宮袋(庄川左岸の区域に限る。)
	高岡西交番 高岡市内島	麻生谷、荒見崎、荒屋敷、池田、石堤、石塚、今市、内島、小竹、上開発、上北島、上渡、蔵野町、駒方、駒方新、笹川、三ヶ、柴野、柴野内島、下開発、高田新、高田島、宝来町、立野、立野内島、立野美鳥町一丁目から立野美鳥町三丁目まで、大源寺、千鳥丘町、辻、中保、西広谷、勝木原、蜂ヶ島、東石堤、樋詰、福田、福田六家、平成町、本保、山川、六家、和田(通称和田西町を除く。)
	守山警察官駐在所 高岡市須田	五十里、五十里西町、五十里東町、下八ヶ、守護町一丁目、守護町二丁目、守護町新、須田、西海老坂、八ヶ、東海老坂、二上、二上新、二上町、南八ヶ、守山
	国吉警察官駐在所 高岡市佐加野	五十辺、岩坪、江道、加島新、上八ヶ新、国吉、境、佐加野、佐加野東、笹八口、島崎、頭川、高辻、手洗野、月野谷、答野島、答野出、広川新、細池、八口、四日市
	佐野警察官駐在所 高岡市佐野	泉が丘、北蔵新、佐野、下島町、十二町島、西藤平蔵

二塚警察官駐在所 高岡市二塚	上黒田、上黒田新、上伏間江、下黒田の一部、下伏間江の一部、十二町分、西広上、林新、東藤平蔵、二塚の一部
伏木幹部交番 高岡市伏木古府一丁目	城光寺、高美町、伏木一丁目、伏木二丁目、伏木磯町、伏木一宮、伏木一宮一丁目、伏木一宮二丁目、伏木串岡、伏木国分、伏木国分一丁目、伏木国分二丁目、伏木古府、伏木古府一丁目から伏木古府三丁目まで、伏木古府元町、伏木中央町、伏木錦町、伏木東一宮、伏木臥浦、伏木古国府、伏木本町、伏木万葉ふ頭、伏木湊町、伏木矢田、伏木矢田上町、伏木矢田新町、伏木港一円（小矢部川河口、両防波堤端を結ぶ一線から上流域城光寺橋下流側端までの水面）
太田警察官駐在所 高岡市太田	太田、西田、渋谷

別表第 1 小矢部警察署の部福岡町交番の項及び西五位警察官駐在所の項を次のように改める。

福岡町交番 高岡市福岡町下蓑新	福岡町赤丸、福岡町荒屋敷、福岡町一步二歩、福岡町江尻、福岡町大滝、福岡町大野、福岡町開蝸、福岡町上蓑、福岡町木舟、福岡町小伊勢領、福岡町下老子、福岡町下蓑、福岡町下蓑新、福岡町西川原島、福岡町花尾、福岡町福岡、福岡町福岡新、福岡町本領、福岡町舞谷、福岡町蓑島、福岡町矢部
西五位警察官駐在所 高岡市福岡町土屋	福岡町上田新、福岡町上野、福岡町上向田、福岡町加茂、福岡町小野、福岡町五位、福岡町西明寺、福岡町下向田、福岡町沢川、福岡町竹山新、福岡町土屋、福岡町栃丘、福岡町鳥倉、福岡町西、福岡町馬場、福岡町三日市

（風俗営業の営業時間の特例に関する規則の一部改正）

第 2 条 風俗営業の営業時間の特例に関する規則（昭和 60 年富山県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表射水郡大門町の区域の項から高岡市の区域の項までを次のように改める。

射水市の区域のうち組織規則別表第 1 に掲げる小杉警察署大門交番の所管区の区域	10月11日
組織条例別表に掲げる新湊警察署及び高岡警察署の管轄区域のうち高岡市の区域を除く射水市の区域	5月16日及び5月17日 8月2日及び8月3日 10月2日及び10月3日

組織条例別表に掲げる新湊警察署及び高岡警察署の管轄区域のうち射水市の区域を除く高岡市の区域	5月2日及び5月3日 8月6日から8月8日までの日 9月11日及び9月12日 10月第1金曜日に続く土曜日からその翌々日までの日
---	---

別表西砺波郡の区域の項を次のように改める。

高岡市の区域のうち組織規則別表第 1 に掲げる小矢部警察署福岡町交番及び同西五位警察官駐在所の所管区の区域	9月24日及び9月25日
---	--------------

（少年指導委員運営規則の一部改正）

第 3 条 少年指導委員運営規則（平成 13 年富山県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表小杉地区の項及び新湊地区の項を次のように改正する。

5 小杉地区	射水市の区域のうち、三ヶ、戸破、大門、二口、赤井、小島及び中野の区域
6 新湊地区	射水市の区域のうち、中央町、中新湊及び立町の区域

別表備考中「平成 13 年 1 月 1 日」を「平成 17 年 11 月 1 日」に改める。

（富山県道路交通法施行細則の一部改正）

第 4 条 富山県道路交通法施行細則（昭和 47 年富山県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表一般国道 472 号の項中「新湊市」を「射水市」に、「射水郡小杉町」を「射水市」に改める。

別表港湾道路臨港道路西線の項中「新湊市」を「射水市」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。